

別表1 (第4条第1項関係)

理事会・評議員会の決議事項一覧

決議事項	理事会		評議員会	
	出席理事の過半数	理事総数の2/3以上	出席評議員の過半数	評議員総数の2/3以上
事業計画、予算	○			
補正予算	○			
事業報告、決算（貸借対照表、収支計算書、財産目録）	○		○	
予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄		○		
定款の変更	○			○
基本財産の処分	○		○	
解散	○		○	
残余財産の処分	○		○	
社会福祉充実計画の承認	○		○	
重要事項で理事会において必要と認める事項	○			
公益事業に関する事項		○		
社会福祉事業に係る許認可、寄付金の募集その他の所轄庁等の許可を受ける事項	○			
定款細則、経理規程等、社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更	○			
施設長の選任・解任	○			
金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約	○			
理事・監事・評議員の報酬に関する事項			○	
その他、法人の業務に関する重要事項	○			
理事・監事の選任及び理事の解任			○	
監事の解任				○
理事長の選定及び解職	○			

評議員選任・解任委員会の決議事項

決議事項	評議員選任・解任委員会
評議員の選任・解任	出席選任委員の過半数

別表2 (第4条第2項関係)

専決事項一覧

事案 専決区分		理事長	施設長	備考
		専決事項	専決事項	
1	法人業務の基本に関すること	○		※1
2	理事会の招集及び議案の提出に関すること	○		
3	規程、規則等の制定・改廃に関すること	○		
4	予算の編成及び決算の調整に関すること	○		
5	予算の流用、予備費の支出	○		
6	設備資金の借入に係る契約で予算の範囲内のもの	専決しない		
7	公示、公告に関すること	○		
8	寄付の募集事務及び受領に関すること	○		
9	訴訟に関すること	○		※1
10	債権の免除・効力の変更に関すること	1件10万円以下又は年計50万円以下		※1
11	法人の組織及び権限に関すること	○		
12	優先入所者入所基準の策定に関すること		○	
13	入所利用者の決定に関すること		○	
14	苦情対応規程に基づく第三者委員の選任	○		
15	職員の採用に関すること	○		
16	職員の人事配置に関すること	○	(○)	※2(含会計責任者)
17	有期契約職員の採用に関すること	医 師	左以外	※3
18	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関すること		○	※3
19	時間外勤務命令及び旅行命令に関すること		○	※3
20	職員の初任給に関すること	施設長以上	左以外	
21	職員の昇給・昇格基準の決定に関すること	○		
22	職員の昇給・昇格者の決定に関すること	○		
23	休職、復職、退職、育児・介護休業に関すること	○		
24	職員の表彰、制裁、解雇に関すること	○	(○)	※2
25	職員の人事記録及び身分証明書に関すること		○	
26	職員の諸手当に関すること		○	
27	職員健康診断の実施に関すること		○	
28	被服貸与等に関すること		○	
29	利用者の日常の処遇に関すること		○	※3
30	利用者の預り金等の日常の管理に関すること		○	※3

法人一般・人事に関する事案

	31	薬品、給食材料の処分に関する事		○	※3
	32	自動車の運行管理に関する事		○	※3
	33	官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関する事	○ 定款を除く	軽易なもの	※1、3
	34	職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事		○	
	35	職員の研修に関する事		○	※3
	36	諸証明に関する事		○	
	37	金融機関を指定する事	○		
収入 事案	38	介護報酬・自立支援給付費・運営費・措置費等の収入に関する事		○	
	39	過誤納金の充当又は還付に関する事		○	
	40	繰越金及び繰入金の収入に関する事	○		
	41	受贈の承認・寄付に関する事	10万円以上	10万円未満	※1、注1
	42	収入に関する事(寄付金を除く)		○	
支出 事案	43	固定資産の購入及び売却又は廃棄に関する事(軽微に該当)	100万円以上 500万円未満	100万円未満	※1、注1
	44	建設工事等の請負契約又は委託契約に関する事	100万円以上 500万円未満	100万円未満	※1 注1、2
	45	報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関する事		○	
	46	日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入		○	
	47	緊急を要する物品の購入 (災害・故障・保守管理関係に限定)	100万円以上 1,000万円未満	100万円未満	※1、注1

(備考)

- ※1 理事長専決事項であっても、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ※2 理事長専決であっても(○)該当者との協議事項とする。
- ※3 理事長の決裁を得て、決裁権限を「事業管理者」に委任することができる。

(取扱上の注意)

- 注1 理事長の専決事項については、執行後、直近に開催される理事会に必ず報告するものとする。
- 注2 請負又は委託については、専決事項であっても経理規程に基づき、入札、随意契約等を履行する。
- 注3 本表の決定事項と諸規程が競合する場合は、本表による決定事項が優先するものとする。

別表3 (第4条第3項関係)

規程、規則等の決議分掌表(例示)

規程、規則	理事会決議	評議員会決議	理事長専決
定款細則	○		
経理規程	○		
役員・評議員報酬及び旅費規程		○	
法人組織規程	○		
安全衛生管理規程	○		
施設運営規程			○
重要事項説明書			○
契約書			○
情報公開・開示規程	○		
個人情報保護規程	○		
ホームページ運営規程			○
苦情対応制度規程	○		
公益通報対応規程	○		
利用者の権利擁護関連規程	○		
危機管理対応委員会規程	○		
防災対策規程	○		
通勤自動車等管理規程	○		
就業規則(正規、非常勤)	○		
給与規程、旅費規程	○		
育児・介護休業規則	○		
ハラスメント防止規程	○		
苦情処理要綱			○
勤務評価			○
身体拘束排除実施要綱			○
虐待防止対応要綱			○
業務管理体制整備規程	○		
文書管理規程			○
公印取扱規程			○
資金運用規程	○		